

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	自立支援医療(育成医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、自立支援医療(育成医療)の支給に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和2年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援医療(育成医療)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療制度のうち、育成医療に該当する児童に対して医療費の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の84項により個人番号を利用することができるのは、自立支援医療(育成医療)の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>自立支援医療(育成医療)の支給に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、自立支援医療(育成医療)の支給業務で以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書類(申請書、意見書等)を受付し、管理する。 ②申請内容に基づき受給資格の審査を行う。 ③自立支援医療(育成医療)の審査結果及び認定内容の情報を管理する。 ④認定内容に基づき、受給者証の発行及び自立支援医療(育成医療)の支給を管理する。
③システムの名称	小児医療給付システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)

2. 特定個人情報ファイル名

育成医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 别表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「自立支援給付」が含まれる項(16、26、56の2、87、110の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「当道府県知事又は市町村長」のうち、第2欄(事務)に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108、109、110の項)</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
②所属長の役職名	母子保健担当課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所